別表一の次の表に掲げるものを削除する。

別表一　一関本寺の農村景観

種別	員数	所在地
作業場	一棟	字若沖要害一二四―二

○文部科学省告示第三十八号

独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第三条第一項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十五日

文部科学大臣　平野　博文

表平成十九事業年度以前の項中「二十年」を「二十一年」に改める。

表の次に次の附則を加える。

附　則

（機構が処分する量に相当するものとして算定して得た量の特例）

この告示の規定にかかわらず、独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令第三条第一項に規定するqのうち、独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の表の上欄に掲げる平成十九事業年度以前の区分に係る平成二十四事業年度における量を零とする。

○文部科学省告示第三十九号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

文部科学大臣　平野　博文

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

別添第６⑴及び⑵中「減損が」を「第84　特定償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が」に改め、⑵の次に次のように加える。

⑶　「第84　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度から適用する。

○厚生労働省告示第百二十九号

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）別表の二の㈠の⑴の規定に基づき、厚生労働大臣が定める放射性物質を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、本文の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品のうち、乳及び乳製品に係る放射性物質にあっては一キログラム当たり二百ベクレルを超える濃度のセシウムと、乳及び乳製品を主要原料とする食品に係る放射性物質にあっては一キログラム当たり五百ベクレルを超える濃度のセシウムとする。

平成二十四年三月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める放射性物質

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号。以下「乳等省令」という。）別表の二の㈠の⑴の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質は、次の各号に掲げる乳等（乳等省令第一条に規定する乳等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める濃度を超えるセシウム（放射性物質のうち、セシウム百三十四及びセシウム百三十七をいう。以下同じ。）とする。

一　乳等省令第二条第一項に規定する乳（以下「乳」という。）及び同条第四十項に規定する乳飲料（以下「乳飲料」という。）　一キログラム当たり五十ベクレル

二　乳児の飲食に供することを目的として販売する乳等省令第二条第十二項に規定する乳製品（以下「乳製品」という。）（乳飲料を除く。）並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品　一キログラム当たり五十ベクレル

三　前二号に掲げる食品以外の乳製品並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品　一キログラム当たり百ベクレル

○厚生労働省告示第百三十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、改正後の第１食品の部Ａ食品一般の成分規格の項の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水（果実飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）第二条に規定する果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）第二条に規定するにんじんジュース及びにんじんミックスジュース並びにトマト加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）第二条に規定するトマトジュース、トマトミックスジュース及びトマト果汁飲料を除く。以下同じ。）及び酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）にあっては一キログラム当たり二百ベクレル、同日までに製造され、加工され、又は輸入された食品（清涼飲料水、酒類、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。）並びに大豆並びに米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆を原材料として製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあっては一キログラム当たり五百ベクレル（平成二十四年九月三十日までの間に限る。）、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成二十四年九月三十日までに製造され、加工され、又は輸入された食品にあっては一キログラム当たり五百ベクレル、大豆にあっては一キログラム当たり五百ベクレル（平成二十四年十二月三十一日までの間に限る。）、大豆を原材料として平成二十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された食品にあっては一キログラム当たり五百ベクレルを超える濃度のセシウムを含有するものであってはならないものとする。

平成二十四年三月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第１食品の部Ａ食品一般の成分規格の項の１の⑴から⑶まで以外の部分中「抗菌性物質」の下に「及び放射性物質」を「ただし，」の下に「抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について，」を加え、同項に次の一目を加える。

12　セシウム（放射性物質のうち，セシウム134及びセシウム137をいう。）は，次の表の第１欄に掲げる食品の区分に応じ，それぞれ同表の第２欄に定める濃度を超えて食品に含有されるものであってはならない。

第１欄	第２欄
ミネラルウオーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）	10Bq／kg
原料に茶を含む清涼飲料水	10Bq／kg